

令和元年6月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和元年6月10日（月）
午後3時00分から午後4時00分

2、開催場所：高森町役場 第3.4委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	榑木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- 第1 議第6号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 議第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件
第3 議第8号 農地転用事業計画変更承認申請に関する件
第4 議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
第5 議第10号 非農地証明願承認に関する件
第6 議第11号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件
第7 議第12号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局 それでは、ただ今より令和元年度第3回の阿蘇郡高森町農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、高森町農業委員14名全員の方が出席されております。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

まずは、会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

今の熱の入った説明会、質問とか、委員さんの半分ぐらい変わっていますので、それを共有するためにということで説明会をさせていただきました。委員さん皆様が共有の認識が出来たのではないかと思います。後々また出てきますが、よろしくをお願いします。

今日は時間が押していますが、ひとつよろしくをお願いします。お疲れさまです。

それでは、「議第6号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録署名委員に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任ということでございますので、今日は5番の色見委員と、6番の工藤委員をお願いいたします。

「議第7号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 それでは、担当委員の3番の首藤委員、よろしくお願いをいたします。

3番委員 議第7号、農地法第4条審議資料。

番号1について、4ページのとおりです。補足資料は、2ページから3ページとなっております。転用目的は杉の植林です。申請者は遠方に居住して、後継者もいないため耕作できない。植林して山林として管理したいというものです。申請地は耕作放棄地となっております。周辺も山林に囲まれており、転用も致し方ないというふうに思われます。以上です。

議長 第7号につきまして、今、担当委員から説明がございましたが、

これについては以前、農振除外の申請も出ておりました、除外を認めてあります。現地も、私も見ましたが、山の中の荒地というようにございまして、いかがでしょうか。

(複数委員)

異議なし。

議長

はい。異議がないようございまして、許可をするというようにいたします。

「議第8号」

事務局

農地転用事業計画変更承認申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

それでは、担当委員の1番、谷川委員、よろしく説明をお願いします。

それから、8号から10号までの案件につきましては、関連する案件でありますので、続けて説明をお願いします。審議は全て読み終わった後で行いたいと思います。よろしくをお願いします。

1番委員

議第8号、農地転用事業計画変更申請承認について。

番号1については、6ページのとおりです。補足資料は、5ページから6ページとなっております。こちらは昨年8月、5条転用許可が下りておりましたが、事業計画の変更に伴い、改めて審議するものです。当初計画は、山都町からの太陽光発電のための変電所建設でした。今回、変電所だけでなく、資材置場と進入路の造成を追加したいというものです。

議長

「議第9号」

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

これも先ほど申し上げましたように、1番の谷川委員さん、御説明をよろしくお願いたします。

1番委員

議第9号、農地法第5条審議資料。

番号1から3については、関連する案件となっておりますので、続けて説明させていただきます。

8ページをお開きください。番号1については、8ページのとおりです。補足資料は、8ページから9ページとなっております。転用目的は資材置場です。転用理由は、山都町から発電した電力を〇〇〇の変電所に送電するための変電施設建設の転用許可を平成30年8月29日に受けていたが、事業計画変更に伴い、資材置場及び進入路の造成が必要となったためです。

続きまして、番号2については、8ページのとおりです。補足資料は、10ページから11ページとなっております。転用目的は進

入路、転用理由は1番と同じです。

続きまして、番号3について、9ページのとおりです。補足資料は、12ページから13ページとなっております。転用目的は資材置場、転用理由は1番と同じです。

続きまして、番号4については、9ページのとおりです。補足資料は、14ページから15ページとなっております。転用目的は太陽光発電に関わる変電所の建設です。転用理由は、高森町大字中及び大字尾下地内に建設準備中の太陽光発電所から発電した電力を〇〇〇の変電所に送電するための変電施設を建設したい。また、緊急時対応のための備品や資材のための資材置場及び搬入のための進入路を造成したいというものです。

続きまして、番号5については、9ページのとおりです。補足資料は、16ページから17ページとなっております。2,984㎡のうち88㎡が転用面積で、転用目的は変電所の建設に伴う排水路です。転用理由は、変電所の雨水対策として排水路を設置したいというものです。現在、申請地は耕作放棄地となっている状態です。

以上です

議長 続きまして、6番、7番は、担当委員の首藤委員、よろしくお願
いします。

3番委員 議第9号、農地法第5条審議資料。

番号6・7について、関連する案件となっておりますので、続けて説明させていただきます。

9ページをお開きください。番号6については、9ページのとおりです。補足資料は、18ページから19ページとなっております。転用理由は、高森町大字中及び大字尾下地内に太陽光発電所（62メガワット発電予定）を建設したい。また、林地の開発に伴い、調整池の設置が必要、調整池の施工は平面コンクリート張、側面コンクリート吹付となっております。詳細の調整池の図面を配付しておりますので、そちらをご覧ください。

続きまして、番号7については、10ページのとおりです。補足資料は、18ページから19ページとなっております。転用理由は、高森町大字中及び大字尾下地内に太陽光発電所（62メガワット発電予定）を建設したいというものです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

「議第10号」

事務局 非農地証明願承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 それでは、担当委員さん、7番の矢津田委員さん、御説明をお願いします。

7番委員 12ページをお開きください。

議第10号、非農地証明願承認について。

番号1、12ページのとおりとなっております。補足資料は、21、22ページです。

続きまして、番号2、12ページのとおりです。補足資料は、23、24ページとなっております。

この農地については、昨年12月、現地視察を行っております。今現在、農地として利用するのは不可能じゃなかろうかという結論に至っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、第8号から第10号に関する一連に案件について、事業計画ごとに審議をしてみたいと思います。

まず、議第8号から議第9号についてありました〇〇〇〇〇〇〇の変電所建設の案件について審議を行います。

事務局 先ほど、この件については、〇〇〇さんが説明をした分になります。変電所と、それと太陽光発電の太陽光パネルの設置場所、設置図面ですね。先ほどのこの資料ですね。こちらが変電所の関係の図面ですね。先ほど説明しました。それと、その太陽光パネルの位置図ですね。あと、調整池の図面、併せて先ほど説明された分の議案になります。以上です。

議長 もともと認可はもらったけれども、進入路がないとか、資材置場がないというようなことであっております。これはもう資材置場がないとだめとか、進入路がなければだめだというようなことでもありますので、自分としてはやむを得んかなと思いますが、いかがでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 ないようでございますので。

事務局 すみません。案件の説明の、今、会長の進められ方としましては、議第8号の事業計画変更承認、この図面の緑色の部分の許可を今、審議したところです。この部分に関しては変電所部分と通路、資材置場について審議していただいて許可をするというような内容になっております。続いて審議していただくのは、この青色部分、〇〇〇〇〇〇〇の案件になります。

議長 これについても、既に転用許可を受けておって、内容としては同じようなものですよ。いかがでしょうか。異議ありませんか。

7番委員 結局、資材置場ということは、後からは資材はなくなりますが、

どうなりますか。

事務局 同じことを事務局のほうも疑問に思いましたので、資材置場は当初、パネル等を発電所で使った後、置かないなら、もう資材置場として、その後は利用できないんじゃないですかという質問をしたところ、上の発電所施設だったり、変電所施設に常備するような部品、交換する部品が通年出てくると。設備入れ替え等で使うので、パネルももちろん置きますけど、そういう非常用、緊急の修理用の部品だったり、設備を置くということで資材置場ということを考えているという回答でした。常設の資材置場ということを考えていらっしゃる。

9 番委員 倉庫か何か建てられるんですか。

事務局 簡単な屋根付きぐらいでしょうね、建物ではないと言われたので。

議長 双方とも同じ考え方で。

事務局 そうです。

議長 だそうでございますが、異議ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 異議がないようでございますので、承認をしたいと思います。

続きまして、議第 9 号の 6 番と 7 番、調整池。

事務局 次に審議していただきますのは、さっき太陽光発電を計画しているパネル部分と調整池部分ですね。こちらの 5 条転用許可申請について審議をお願いいたします。

議長 先ほど、業者から説明されたところになりますけれども、いかがでしょうか。この調整池についても、御意見ございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、この案件につきましても承認をしたいと思います。

先ほど議第 10 号で矢津田委員のほうから御説明がありました、非農地の申請、これについて御協議をいただきたいのですが、いかがでございましょうか。

もう再三にわたって、現地確認を何回行きましたが、どんどん悪くなっていくというか、荒廃していくばかりというような状況でございまして、今回も全く一緒というようなことでございます。いかがですか。

6 番委員 現況を見ておられるなら。

議長 ちょっとここに、この件につきましては、私のほうから説明したいと思いますのですが、これはもう〇〇〇〇が経営していた牧場跡で、昨年 12 月 12 日に農業委員会のさっき矢津田委員さんの話であったとおりで、全員で現地の確認を行って、総会前に審議をして意見

を集約して、原野と判断することで決議をしておるところでございます。この決議に基づいて、今回出されている非農地証明願については承認ができるのではないかと私的な考えですが。いかがでしょうか。

(複数委員)

異議なし。

議長

異議がないというようなことでございますので、この案件につきましても承認をいたします。

続きまして、「議第11号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらの農業経営基盤強化促進法に基づくものにつきましては、事務局のほうから説明させていただきます。

番号1については、14ページのとおりとなっております。補足資料は、26ページ、28ページまでとなっております。こちらは農業者年金を、こちらの利用権設定を受ける方が受給されておりますが、これを受けるために更新する案件となっております。

続きまして、番号2、15ページをお開きください。補足資料については、29ページ、30ページ、31ページとなっております。こちらは個人の方から、この方が経営する会社で使用貸借設定を行うものです。作物は全て牧草となっております。

議長

はい。基盤強化促進法に基づいてというようなことで、集積のほうでございますが、何か御意見ございますか。

(複数委員)

異議なし。

議長

はい。ないようでございますので、案のとおりと承認させていただきます。

「議第12号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年6月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちら中間管理機構との貸借、所有権移転等になっておりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

番号1については、17ページ、18ページのとおりとなっております。補足資料は、33ページから35ページまでです。こちらの案件は、農地中間管理機構を通して個人の方が貸し付ける案件となっております。受け手は、こちら〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様が受けられることに予定されております。

補足で、こちらは地図のほうがちょっと字図のほうが、旧字図になっておりますので、ちょっと現地とは違う部分がありますので、御了承のほど、よろしくお願いします。

議長
(複数委員) この件につきまして、何か御意見はございませんか。
異議なし。

事務局 続きます、番号2、18ページのとおりとなっております。補足資料につきましては、36ページ、37ページのとおりとなっております。こちらの場合には売買の案件となっておりますが、こちらの場合には売買の案件となっております。こちらは中間管理、熊本県農業公社を通して売買をすると、800万円まで譲渡所得が控除されるという特例がございます。それを利用して、こちらの方が農業公社に一回売りまして、その後、先ほど出てきました〇〇〇〇〇〇〇〇さん、こちらのほうに売買をするという予定になっております。以上です。

議長
(複数委員) 12号の案件、2つにつきまして、何か御意見ございませんか。
異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、このとおりとさせていただきます。

これで本日の予定されておりました議案は全て終了いたしました。お疲れ様でございました。

以下余白

令和元年6月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員